

クーリング・オフできない時の救済方法

消費者契約法 による救済



① 契約の段階で、次のような「誤認」「困惑」により結んだ契約は取り消すことができます。

◆「誤認」して契約してしまった場合

- ① **不実告知** … 商品・サービスの内容について、事実と異なることを言われ、誤認して契約してしまった場合。
- ② **断定的判断の提供** … 将来的に不確定要素があるにもかかわらず、それが確実のように説明をされ、誤認して契約してしまった場合。
- ③ **不利益事実の故意の不告知** … 不利益事実が隠され、消費者に有利な事項のみが告げられ、誤認して契約してしまった場合。

◆「困惑」のあまり契約してしまった場合

- ① **不退去** … 「帰ってください」と意思表示をしたにもかかわらず、退去せず困り果てて契約してしまった場合。
- ② **監禁** … 事業者の営業場所から退去の意志を表示したにもかかわらず、退去出来ず、困り果てて契約してしまった場合。

② 契約条項が消費者にとって一方的に不利な条項が含まれている場合は、その一部又は全部が無効になります。

信義誠実の原則に反し消費者の利益を一方的に害する条項。事業者の責任免除又は制限する条項。不当に高額な解約料・遅延損害金のある条項。

特定商取引法 による救済



① 不実告知による誤認取り消し

- ① 商品の種類・性能・品質、② 価格、③ 代金の支払時期、④ 引渡時期、⑤ クーリング・オフ等の契約解除に関する項、⑥ 消費者が契約の解除を必要とする事情、⑦ その他契約時の判断に影響を及ぼす事項について、不実を告げ契約した場合は、契約を取り消すことができる。

② 重要事項の故意の不告知による誤認取り消し (9条の2)

消費者の契約解除を防げるため、事業者が前記①～⑤について故意に事実を告げず、消費者がそれを誤認して契約した場合は、その契約を取り消すことができる。

民法による救済

20歳未満の法律上の結婚をしていない未成年者が契約をする場合には、法定代理人(父母等)の同意が必要。法定代理人の同意のない未成年者による契約は、本人又は親権者が取り消すことができる。(一定の要件があります)